

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和元年度第1四半期

整理番号	案件名称	委託種目	履行場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 (随意契約理由書番号)
1	平成31年度 西淀工場電子計算機保守業務委託	024その他 通信設備	西淀工場	富士電機(株)	4,298,400	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
2	平成31年度 平野工場電子計算機保守業務委託	024その他 通信設備	平野工場	横河ソリューションサービス(株)	6,318,000	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
3	平成31年度 舞洲工場電子計算機保守業務委託	024その他 通信設備	舞洲工場	(株)日立ハイテクソリューションズ	5,994,000	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
4	平成31年度 東淀工場電子計算機保守業務委託	024その他 通信設備	東淀工場	(株)日立ハイテクソリューションズ	5,000,400	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
5	平成31年度 鶴見工場電子計算機保守業務委託	024その他 通信設備	鶴見工場	横河ソリューションサービス(株)	1,890,000	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
6	平成31年度 舞洲工場エレベータ保守業務委託	010エレベータ設備	舞洲工場	東芝エレベーター(株)	4,235,328	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
7	平成31年度 西淀工場エレベータ保守業務委託	010エレベータ設備	西淀工場	東芝エレベーター(株)	1,490,400	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
8	平成31年度 東淀工場エレベータ保守業務委託	010エレベータ設備	東淀工場	日本エレベーター製造(株)	2,893,320	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
9	平成31年度 八尾工場エレベータ保守業務委託	010エレベータ設備	八尾工場	日本エレベーター製造(株)	1,555,200	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
10	平成31年度 平野工場エレベータ保守業務委託	010エレベータ設備	平野工場	日本エレベーター製造(株)	3,576,960	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
11	平成31年度 鶴見工場エレベータ保守業務委託	010エレベータ設備	鶴見工場	日本エレベーター製造(株)	1,529,280	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 3
12	大阪市・八尾市・松原市環境施設組合庁内情報ネットワークシステムサービス利用	024その他 通信設備	総務部総務課	(株)オプテージ	37,112,256	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G 4

◆業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和元年度第1四半期

整理番号	案件名称	委託種目	履行場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
13	平成31年度 庁舎清掃業務委託	001庁舎清掃	あべのルシアス	近鉄ビルサービス(株)	747,198	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3
14	令和元年度 新公会計制度における財務諸表作成等支援業務委託	200その他	総務部総理課	(株)ニシオカ	712,800	令和元年5月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3

随意契約理由書

1 案件名称

平成31年度西淀工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

富士電機株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本保守業務委託は、西淀工場における運転制御装置の中枢部である、電子計算機システムの予防保全及び故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本電子計算機システムは、富士電機(株)の独自の技術により設計・製作されたものである。

本保守業務を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、本システムを設計・製作した会社以外では技術的な対応が不可能である。

従って、保守業務委託を実施することができるのは、富士電機(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

平成31年度 平野工場電子計算機保守業務委託

2 契約相手方

横河ソリューションサービス株式会社

3 随意契約理由

本保守業務委託は、当工場における運転制御装置の中枢部である電子計算機の予防保全と故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本電子計算機は、横河電機株式会社の独自の技術により設計・製作されており、部品についても独自の技術で製作されたものである。保守業務を実施するためには、電子計算機単体についてだけでなく、他の制御機器との接続内容や取り扱い等を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本電子計算機を設計・製作した会社以外では技術面での対応が不可能である。

したがって、本保守業務を実施することができるのは、横河電機株式会社より販売・サービスを承継している横河ソリューションサービス株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

平成31年度舞洲工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

(株) 日立ハイテクソリューションズ 関西支店

3 随意契約理由

本保守業務委託は、舞洲工場における運転制御装置の中枢部である電子計算機の予防保全及び故障時等の緊急対応を目的に実施するものである。舞洲工場の電子計算機は(株)日立ハイテクソリューションズが当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

保守業務を実施するためには、電子計算機単体についてだけでなく、他の制御機器との接続内容や取り扱い等を熟知している必要がある。

この条件を満たすのは本設備を設計・製作した(株)日立ハイテクソリューションズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度東淀工場電子計算機保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立ハイテクソリューションズ 関西支店

3 随意契約理由

本保守業務委託は、東淀工場における運転制御装置の中枢部である、電子計算機システムの予防保全及び故障時の緊急対応を目的に実施するものである。

本保守業務を実施するためには、電子計算機単体だけでなく、他の制御機器との接続方法、制御内容、各種周辺機器との接続方法等を熟知している必要がある。

本電子計算機システムは、株式会社日立ハイテクソリューションズの独自の技術により設計・製作されたものであり、部品についても独自の技術で製作されたものがほとんどである。

従って、保守業務委託を実施することができるのは、株式会社日立ハイテクソリューションズだけである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場（電話番号 06-6327-4541）

随意契約理由書

1 案件名称

平成31年度鶴見工場電子計算機保守業務委託

2 契約相手方

横河ソリューションサービス株式会社

3 随意契約理由

本保守業務委託は、当工場における運転制御装置の中枢部である電子計算機故障時等の緊急対応を目的に実施するものである。

本電子計算機は、横河電機株式会社の独自の技術により設計・製作されており、部品についても独自の技術で製作されたものである。保守業務を実施するには、電子計算機単体についてだけでなく、他の制御機器との接続内容や取り合い等を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本電子計算機を設計・製作した会社以外では技術面での対応が不可能である。

したがって、本保守業務を実施することができるのは、横河電機株式会社より販売・サービスを承継している横河ソリューションサービス株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

鶴見工場 (電話番号06-6912-4700)

随意契約理由書

1. 案件名称

平成31年度舞洲工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社 関西支社

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる東芝エレベータ株式会社関西支社のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合舞洲工場

電話番号 06-6463-4153

随意契約理由書

1. 案件名称

平成31年度西淀工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、設置業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる東芝エレベータ株式会社のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合西淀工場

電話番号 06-6472-3000

随意契約理由書

1. 案件名称

平成31年度東淀工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる日本エレベーター製造株式会社のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合東淀工場
電話番号 06-6327-4541

随意契約理由書

1. 案件名称

平成31年度八尾工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけられている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる日本エレベーター製造株式会社のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合八尾工場
電話番号 072-923-4226

随意契約理由書

1. 案件名称

平成31年度 平野工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第34条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけられている。当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。

当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、製造業者によって構造・材料及び部品が異なるため、製造業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる日本エレベーター製造株式会社のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合平野工場

電話番号 06-6707-3753

随意契約理由書

1. 案件名称

平成 31 年度鶴見工場エレベータ保守業務委託

2. 契約の相手方

日本エレベーター製造株式会社 大阪営業所

3. 随意契約理由

エレベータについては、建築基準法第 3 4 条により、「昇降機は、安全な構造でなければならない。」と定められており、特に安全確認を要する建築設備として、定期的な点検等が義務づけされている。

当工場においては、上記業者が設計製作したエレベータが設置されている。当該エレベータは、ごみの持ち込み並びに工場見学等で一般市民が日常利用する設備であり、エレベータの設備整備、安全構造維持等を目的とした保守委託は、故障を極力少なくするうえにおいても必要不可欠な業務である。

エレベータは不測の事態による重大な故障が発生した場合、利用者の安全を確保するため安全装置が動作後、自動停止し、かご内で外部救出を待つことになっており、保守点検業者による早急な救出や復旧が求められる。

よって、万一の故障時に原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには、当該エレベータの構造を熟知している技術者を常時確保していなければならない。

また、エレベータは、設備業者によって構造・材料及び部品が異なるため、設置業者以外では問題が発生した際の緊急対応が不可能である。

以上の理由により、本業務委託ができる業者は、当該設備を納入した業者であり、緊急時の対応及び製造業者責任の一元化を図ることができる日本エレベーター製造株式会社のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5. 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合鶴見工場
電話番号 06-6912-4700

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合庁内情報ネットワークシステムサービス利用

2 契約の相手方

株式会社オプテージ

3 随意契約理由

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合庁内情報ネットワークシステムについては、平成 26 年度に株式会社ケイ・オプティコム（平成 31 年 4 月 1 日付で株式会社オプテージに社名変更）により、施設組合の情報通信基盤として構築され、同事業者と平成 27 年度より 5 年間のサービス利用契約を締結した。

サービス利用契約については、平成 31 年 3 月末をもって契約が満了するため、引き続きシステムを利用するものである。

庁内情報ネットワークシステムについては、他のシステム（財務会計・人事給与システム、電子入札システム等）を利用するために必須となる通信基盤であるほか、他システムの利用や導入にあたり設定の変更や事業者との調整が必要となる。

同事業者は、本システムの全内容を把握している唯一の事業者であり、システム機能のサービス利用及び保守管理の委託を行っていくには、同事業者の技術・知識が必要不可欠であることから、株式会社オプテージと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合総務部総務課

（電話番号 06-6630-3185）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度 庁舎清掃業務委託

2 契約の相手方

近鉄ビルサービス株式会社

3 随意契約理由

あべのルシアス（11 階・12 階）を事務局庁舎として使用するにあたり、株式会社きんえいと賃貸借契約及び建物や設備の利用・管理等に関する内容について協議を行った。

協議において、賃貸借物件の清掃業務委託にあたっては、休日や時間外の施錠管理が必要となることから、ビルのセキュリティ維持管理のため、あべのルシアスの共用部分等の清掃業務を委託している事業者と契約するよう株式会社きんえいより要請があった。

以上のことから、株式会社きんえいがあべのルシアスの清掃業務を委託している、近鉄ビルサービス株式会社と特名随意契約を行います。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務部総務課 （電話 06-6630-3107）

随意契約理由書

1 案件名称

新公会計制度における財務諸表作成等支援業務委託(令和元年度)

2 契約の相手方

株式会社ニシオカ

3 随意契約理由

本業務は、新公会計制度を安定的に運用していくため、財務諸表の作成等において支援を受けることを目的とするものである。

財務諸表の作成等については、専門的な知識が必要となるが、本組合には同知識をもった職員がないため、専門家による支援が不可欠である。

本組合の公会計システムには、株式会社システムディ製「PPP」が導入されており、正確な財務諸表の作成に当たっては、会計知識のみならず、本組合の公会計システムを熟知した上での支援が必要となる。また、財務諸表作成等の基礎となる資金仕訳では、過年度と考え方が異なることなく、また、それに基づき新規事案にも同様の判断をしなければ、年度間での各金額の整合性が取れない事態となることから、過年度と同一の判断が可能な専門家の支援を要する。

株式会社ニシオカ(西岡会計事務所)は、新公会計制度に係る知識はもとより、株式会社システムディが、会計業務知識とシステム面の両面からユーザーをサポートするため特別会員となっている一般社団法人地方公会計研究センターの会員であり、「PPP」の構成及び操作方法について熟知している。

また、過年度において本組合の財務諸表作成等に当たり支援を受けてきたことから、今後も同一の判断のもとで本組合の財務諸表作成等を支援することができる唯一の事業者である。

以上のことから、新公会計制度における財務諸表作成等支援業務を委託するに当たり、株式会社ニシオカと特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合総務部経理課
(電話番号 06-6630-3346)